

令和6年度

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付のご案内



保育士として働いていない方の就職を支援するため、未就学児をもつ保育士が鹿児島県内の保育所等へ就職を希望する場合、未就学児を保育所等に預けるために必要な費用を無利子で貸し付けます。

この貸付金は、鹿児島県内の保育所等で2年間継続して保育士業務に従事した場合、全額が返還免除されます。

1 応募資格

次の(1)又は(2)いずれかの要件を満たす方で、保育士として週20時間以上勤務する方

- (1) 県内の次の保育所等に保育士として新たに勤務(復職を含む)する方
 - ① 児童福祉法(以下「法」とする。)に定める「保育所」
 - ② 学校教育法に定める幼稚園のうち、教育時間終了後の預かり保育等の実施施設
 - ③ 認定こども園法に定める「認定こども園」(同園への移行予定施設を含む)
 - ④ 法で定める「家庭的保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」で市町村が行うもの及び認可を受けたもの
 - ⑤ 法で定める「病児保育事業」「一時預かり事業」として届出を行った施設
 - ⑥ 子ども・子育て支援法に定める特例保育を実施する施設
 - ⑦ 認可外保育施設のうち公共団体の単独保育施策において保育を行っている施設
 - ⑧ 企業主導型保育事業
- (2) 県内の保育所等に雇用されている方で、産後休暇又は育児休業から復帰する方

2 貸付の条件等

- (1) 貸付額
保育料(改定された場合は改定額)の半額(ただし、月額27,000円を上限)
- (2) 貸付利子 無利子 (返還期間を過ぎた場合は、年3%の延滞利子)
- (3) 貸付期間 保育所等に勤務開始から1年間
- (4) 貸付時期 半年ごとにまとめ年2回に分けて貸付
- (5) 送金方法 借受人の指定する金融機関の口座に振り込む

3 貸付金の返還免除

県内の保育所等に継続して、2年間保育士業務に従事した場合は全額免除、1年以上従事した場合は一部免除されます。

4 貸付金の返還及び方法等

(1) 返還が必要な場合

保育所等で2年間継続して保育士業務に従事しなかった場合

(ただし、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により保育業務に従事できない場合は、免除対象期間には参入しないが、保育業務に従事しているものとします。)

(2) 返還期間 15か月以内

(3) 返還方法 一括又は月賦で返還(指定の口座に振り込む)

5 申請の書類

(1) 貸付申請書

(2) 世帯全員及び連帯保証人の住民票(本籍地を記載したもの)

(3) 世帯のうち収入のある者及び連帯保証人の所得証明書及び課税証明書

(4) 借受人及び連帯保証人の印鑑証明書(未成年者の借受人は認印の使用可で不要)

(5) 保育士証の写し

(6) 保育料決定(変更)通知書の写し

(7) 雇用(内定)に関する証明書

(8) 個人情報取扱同意書

6 連帯保証人

保証能力があり、生計を別にする連帯保証人が1人必要

7 申請手続き及び定員

(1) 提出先 社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会

(2) 提出期限 令和7年1月31日(金)

(3) 定員 4名(残り2名。応募多数の場合は、世帯の所得状況により決定します。)

8 問合せ

(1) 申請手続きや提出書類については、鹿児島県社会福祉協議会のホームページの「生活福祉資金」の「保育士修学資金貸付等事業」に掲載してありますので、ダウンロードしてご利用ください。

(2) 郵送で提出書類等を希望される場合は、表面左側に「保育士貸付事業資料請求」と朱書きした封筒に、「自分の住所、氏名を記入し140円切手を貼った返信用封筒(A4サイズ)を同封」し、下記へ請求してください。

問合せ先

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 生活支援部

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7(県社会福祉センター内)

TEL:099-214-3701 FAX:099-214-3812